

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

規制の名称：子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の
中央当局（外務大臣）への提供義務の導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：外務省領事局ハーグ条約室

評価実施時期：令和元年10月1日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時から、課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響についても顕著なものは発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局（外務大臣）への提供義務が導入されなかったと仮定すると、個人情報保護法等の趣旨に基づき、関係機関等が中央当局に対して当該情報の提供をためらうことが想定され、申請者から提出された書類の記載情報以外に、中央当局は、子の所在を特定したり子の社会的背景に関する情報を入手したりする術がなく、ハーグ条約で定められている子の住所の特定及び子の社会的背景に関する情報の交換のために全ての適当な措置をとる旨の義務を履行できなくなる恐れがあった。また、中央当局から情報の提供を求められた関係機関等に当該情報の提供について裁量の余地を認めると、当該機関等に、本条約義務履行の成否に係る責めを負わせる形になりかねなかった。

こうしたベースラインの考え方については、本件事後評価時においても変更はない。

- ③ 必要性の検証

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響は特に生じておらず、また、本件規制により、中央当局は、子の住所の特定及び子の社会的背景に関する情報の交換に関するハーグ条約上の義務を適切に実施することができるため、本件規制の必要性があると考えられる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

事前評価においては、関係機関等による情報検索、情報開示手続、通信コスト等を遵守費用として想定していたが、測定指標は設定されていなかった。本規制導入時（平成26年4月）から現在（令和元年10月）までの間に、380件を超える子の住所等に関する情報が関係機関等から中央当局へ提供され、情報提供に伴う通信費等（情報提供の求めに対する回答書を送付する際の切手代等）が発生しているものと考えられるが、費用は個別のケースによって異なると考えられるため、遵守費用の定量化又は金銭価値化は困難である。なお、子の住所等に関する情報が関係機関等から中央当局に郵送で380件提供されたと概算し、1件あたりの郵送料を82円と想定した場合、郵送料として $380 \text{ 件} \times 82 \text{ 円} = 31,160 \text{ 円}$ の費用が生じたことになる。

なお、遵守費用の内容等については、事前評価時から特段変更はない。

⑤ 「行政費用」の把握

事前評価時においては、本件規制による行政費用として、関係機関等への情報提供要請に係る通信費や得られた情報の管理のためのコスト等を想定していたが、測定指数は設定されていなかった。関係機関等への情報提供要請は電子メールにより行っているほか、得られた情報については原本をそのまま紙媒体で保存しているが、これらの通信費、管理コスト等の行政費用を他の業務にかかる行政費用から切り出して算出することは困難である。また、人件費についても、関係機関等への情報提供要請に係る費用を、ハーグ条約及びハーグ条約実施法の通常の執行業務にかかる費用から切り出して算出することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

事前評価時においては、定量的な効果を測定評価として設定されていないが、本件規制により、中央当局は、条約発効時（平成26年4月）から現在（令和元年10月）までの間、援助決定を行った全ての外国返還事案（日本に所在する子の外国への返還を求める事案）及び日本国面会交流事案（日本に所在する子との面会交流を求める事案）（193件）について、子の所在を特定することができており、条約上の義務を滞りなく履行できているため、本件規制による効果は大き

いと思われる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

事前評価時における効果は、関係機関等に対して個人情報を含む情報提供を求めることにより、中央当局が条約を適切に実施することを目的としたものであることから、当該制度に係る金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響は特に把握されていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

事前評価時から、当該課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化は生じておらず、また、本件規制により、遵守費用として関係機関等による通信コスト等が発生しているものの、関係機関等に対して子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報を中央当局へ提供するよう義務付けることにより、中央当局は子の住所の特定及び子の社会的背景に関する情報の交換を行うことができ、条約上の中央当局の義務を果たすことが可能となっているため、本件規制は今後も継続することが妥当と考えられる。なお、有識者の参加を得て実施された「ハーグ条約実施に関する外務省領事局長主催研究会」（平成29年4月）においても、我が国は条約の最も重要な理念である子の最善の利益を念頭に置きつつ、条約を概ね円滑に実施できているとの評価がなされている。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。